

令和7年6月13日に年金制度改正法成立

年金制度改正法④（遺族年金）

遺族厚生年金の男女差が解消され、また、こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくなります。

全6回で改正ポイントをお伝えします



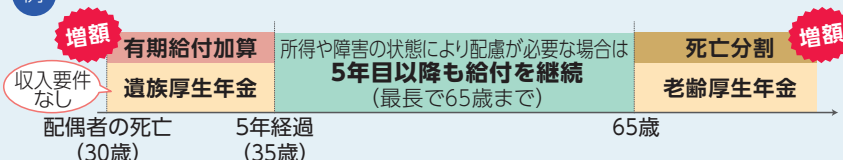
遺族厚生年金の見直し

- 遺族厚生年金の男女差解消！ ●5年の有期給付（増額）＋配慮措置に改正
- 男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施

現在の仕組み	見直し後
女性 ●30歳未満で死別：5年間の有期給付 ●30歳以上で死別：無期給付 男性 ●55歳未満で死別：給付なし ●55歳以上で死別：60歳から無期給付	男女共通 ●60歳未満で死別：原則5年間の有期給付 配慮が必要な場合は5年目以降も給付を継続 ●有期給付の収入条件（年収850万円未満）を廃止 ●年金額の増額（有期給付加算、死亡分割） ●60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）

いずれも、こどもがいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

例 こどもがいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



現在と変更のない方

- 60歳以上で死別された方
- こども（上記※に該当）がいる方
- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 2028年度に40歳以上になる女性

遺族基礎年金の見直し

- 遺族年金は亡くなった方が保険料納付などの要件を満たしていれば、その遺族が受け取ることができます。

✓父または母と生計を同じくしていても、こどもが遺族基礎年金を受け取れるようになります。【2028年4月から実施】（父または母が遺族年金を受け取れない場合）

- 事例1** 夫 再婚 妻 元夫 子
元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。
妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。
- 事例2** 妻 夫 子
年収850万円以上
夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。
妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。
- 事例3** 元妻 離婚 元夫 子
元夫の死亡後に元妻が引き取る
離婚後、こどもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。
元妻（こどもの母）に引き取られて、生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。
- 事例4** 祖父母などの直系血族（または直系姻族）の養子となり生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

※父または母：直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。 ※こども：18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方。 ※上の例において、妻が死亡して夫がもらう場合でも同様。

出典：厚生労働省HP

記載の税務または社会保障制度のお取扱い、は、2025年8月現在の社会保障制度に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の年金事務所等にご確認ください。「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

www.axa.co.jp/